

目白大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 目白大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、教育基本法及び建学の精神に基づき幅広く深い教養並びに高度の専門の学芸をさずけ、秀れた見識と職業又は實際生活に必要な能力とをそなえた女性を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
製 菓 学 科	5 5 人	1 1 0 人
ビジネス社会学科	7 5 人	1 5 0 人
歯 科 衛 生 学 科	6 0 人	1 8 0 人

(学科の人材養成に係る目的)

第3条の2 前条に定める各学科の人材養成に係る目的は次の各号のとおりとする。

- (1) 製菓学科は、製菓に関する専門的な知識・技術の習得を通して、観察力や創造力を有する感性豊かな人材を養成する。
- (2) ビジネス社会学科は、ビジネス社会に求められる実践的知識・技術の習得を通して、ビジネスに関する実務能力を有する有為な人材を養成する。
- (3) 歯科衛生学科は、口腔衛生の専門職に求められる専門的な知識・技術の習得を通して、科学的な判断力や実務能力を有する有為な人材を養成する。

(卒業認定・学位授与等の方針)

第3条の3 本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

2 前項の方針に関する事項は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、製菓学科及びビジネス社会学科においては2年、歯科衛生学科においては3年とする。

2 学生は、製菓学科及びビジネス社会学科においては4年、歯科衛生学科においては5年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を春学期と秋学期の2学期に分け、期間については、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 学園創立記念日（11月11日）
- (4) 夏季休業、冬季休業、春季休業は当該年度の学年暦において定める。
- 2 教育上必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 教育上必要がある場合、学長は、第1項各号に定める休業日を、授業日とすることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 前項の他にも、必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する女性とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規則による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規則により大学に入学した者であって、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については、募集要項等に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、所定の選考の後、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第13条 本学に、再入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可する。

2 前項の規定により再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び既修得単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 再入学について必要な事項は、別に定める。

(退学)

第14条 退学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が退学を許可する。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により、休学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が休学を許可する。

2 疾病その他やむを得ない事情により、修学することが適当でないと認められる者については、教授会の議を経て、学長は休学を命ずることができる。

3 疾病等を事由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

第16条 休学期間は、学期又は連続する2学期を単位とし、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き1年を限度として延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその事由が消滅し、復学願を提出した者については、教授会の議を経て、学長が復学を許可する。

2 ただし、休学者は学期の初めでなければ復学することができない。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程

(教育課程及び授業科目)

第19条 製菓学科は、授業科目を基礎教育科目及び専門教育科目に区分する。

2 ビジネス社会学科は、授業科目を基礎教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 歯科衛生学科は、授業科目を基礎教育科目及び専門教育科目に区分する。

4 製菓学科及びビジネス社会学科の基礎教育科目の履修方法及び単位数については別表第1、製菓学科の専門教育科目の履修方法及び単位数については別表第2、ビジネス社会学科の専門教育科目の

履修方法及び単位数については別表第3、歯科衛生学科の基礎教育科目、専門教育科目の履修方法及び単位数については別表第4のとおりとする。

(授業の方法及び単位数の計算方法)

第20条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 教育上有益と認める場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、30単位を超えないものとする。

4 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 卒業研究等における成果に対しても、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。本学修と評価に関する事項は、別に定める。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験に関する事項は、別に定める。

(学習成績の評価)

第22条 学習成績の評価は、S・A・B・C・D・Gをもって表し、S・A・B・C・Gを合格、Dを不合格とする。

2 評価に関する事項は、別に定める。

(製菓衛生師コース)

第23条 製菓学科に製菓衛生師国家試験受験資格を取得のための製菓衛生師コースをおき、その教育課程等に関し学則に定めのない事項については、別に定める。

(歯科衛生士の資格取得)

第23条の2 歯科衛生学科の歯科衛生士国家試験受験資格を取得するための教育課程等に関し、学則に定めのない事項については、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第24条 本学を卒業するためには、学生は製菓学科及びビジネス社会学科においては2年以上、歯科衛生学科においては3年以上在学し、所定の授業科目について製菓学科及びビジネス社会学科は68単位以上、歯科衛生学科は103単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

第25条 本学において、製菓学科及びビジネス社会学科は2年以上、歯科衛生学科は3年以上在学し、前条の卒業要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位授与)

第26条 学長は、前条の規定により卒業を認定した者に対し、次に掲げる短期大学士の学位を授与する。

製菓学科	短期大学士（生活科学）
ビジネス社会学科	短期大学士（社会経済）
歯科衛生学科	短期大学士（歯科衛生学）

（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）

第27条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第27条第2項の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第28条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位の認定）

第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第7章 学生納付金等

（学生納付金等の金額）

第30条 本学の検定料、入学金、授業料、施設設備費、実験実習費、製菓衛生師課程費及び休学在籍料の金額は、別表第5のとおりとする。

2 外国人留学生、科目等履修生の入学金等については、別に定める。

（学生納付金等の納期等）

第31条 学生納付金及びその他の納付金の納期等については別に定める。

（退学、除籍及び停学の場合の授業料等）

第32条 学期の途中で退学しようとする者は、その期の授業料等を納付しなければならない。

2 除籍された者の当該期分の授業料等は徴収する。

3 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第33条 休学を許可された者は、休学期間の休学在籍料を納付するものとし、他の授業料等の納付は要しない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第34条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該期までの授業料等を納付しなければならない。

(納付した学生納付金等)

第35条 納付した検定料、入学金、授業料、施設設備費、実験実習費及び休学在籍料は、別に定めのある場合を除き返還しない。ただし、所定の期日までに文書により、入学辞退の申出のあった者の授業料、施設設備費及び実験実習費についてはこの限りではない。

第8章 組織及び事務局

(教職員組織)

第36条 本学に、次の教職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員

2 前項に規定するもののほか、学長の職務を補佐するため、副学長を置くことができる。

(図書館)

第37条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

(附属施設)

第38条 本学に、地域連携・研究推進センター及び高等教育研究所を置く。

2 地域連携・研究推進センター及び高等教育研究所に関する規則は、別に定める。

(事務局)

第39条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関する規則は、別に定める。

第9章 大学運営評議会、学部長等会議及び教授会

(大学運営評議会、学部長等会議及び教授会)

第40条 本学に、重要な事項を審議するため、大学運営評議会、学部長等会議及び教授会を置く。

2 大学運営評議会、学部長等会議及び教授会に関する規則は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第41条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第21条及び第22条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第41条の2 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目の聴講を希望する者（以下「聴講生」という。）があるときは、本学の教育に特に支障がない限り、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生については、単位を認定しない。

3 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第42条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲 戒)

第44条 本学の学則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前2項の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 補 則

(学則の改廃)

第45条 この学則の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

1 この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

1 この学則は、平成 元年4月1日から施行する。

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 63 年度から平成 12 年度において収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	昭和 63 年度～ 平成 5 年度		平成 6 年度		平成 7 年度	
学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英 語 英 文 科	325	650	290	615	290	580
国 語 国 文 科	310	620	260	570	260	520
生 活 科 学 科	230	460	210	440	210	420
計	865	1,730	760	1,625	760	1,520

年 度	平成 8 年度		平成 9 年度～ 平成 11 年度	
学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英 語 英 文 科	310	600	310	620
国 語 国 文 科	280	540	280	560
生 活 科 学 科	240	450	240	480
計	830	1,590	830	1,660

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年度以前の入学生については、第 6 条及び第 32 条を除き、旧学則を適用する。
- 3 平成 12 年度から平成 16 年度において入学定員及び収容定員は、第 3 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英 語 英 文 科	0	310	0	0	0	0
国 語 国 文 科	0	280	0	0	0	0
言 語 表 現 学 科	300	300	270	570	240	510
生 活 科 学 科	180	420	180	360	180	360

計	480	1,310	450	930	420	870
---	-----	-------	-----	-----	-----	-----

年 度	平成15年度		平成16年度	
定 員 学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英 語 英 文 科	0	0	0	0
国 語 国 文 科	0	0	0	0
言語表現学科	210	450	180	390
生 活 科 学 科	180	360	180	360
計	390	810	360	750

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第32条及び第33条の規定は、平成14年度に限り、平成13年度以前の入学者に対しては、平成13年度の学則を適用する。
- 3 平成14年度から平成16年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
定 員 学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
英 語 英 文 科	0	0	0	0	0	0
言語表現学科	100	370	70	170	70	140
生 活 科 学 科	120	300	120	240	90	210
計	220	670	190	410	160	350

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度及び平成16年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成15年度		平成16年度	
定 員 学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
言語表現学科	0	100	0	0
生 活 科 学 科	140	260	110	250
子 ど も 学 科	50	50	50	100
計	190	410	160	350

- 3 前項の規定にかかわらず専攻科保育専攻の学生受入れは、平成17年度より行う。
- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成16年10月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度において生活科学科の入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成17年度	
定 員 学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生 活 科 学 科	150	260

- 1 この学則は、平成18年1月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成19年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生 活 科 学 科	120	270
子 ど も 学 科	0	50
製 菓 学 科	80	80

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成20年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生 活 科 学 科	120	270
製 菓 学 科	80	80

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成22年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生 活 科 学 科	60	180
製 菓 学 科	80	160
ビジネス社会学科	60	60

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度において入学定員及び収容定員は、第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	平成24年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	80	140
製菓学科	80	160
ビジネス社会学科	60	120

この学則は、平成25年1月1日から施行する。

この学則は、平成25年9月1日から施行する。

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、別表第１～４については、平成２７年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

この学則は、平成２８年６月１日から施行する。

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、別表第１～４については、平成２８年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

- この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、平成２９年度以前に入学した者に係る別表第１～４の適用については、なお従前の例による。
- 平成３０年度において入学定員及び収容定員は、第３条規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	平成３０年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	７５	１５５
製菓学科	７０	１５０
ビジネス社会学科	７５	１３５

- この学則は、２０１９年４月１日から施行する。ただし、２０１８年度以前に入学した者に係る別表第１～４の適用については、なお従前の例による。
- 生活科学科は、第３条の規定にかかわらず、２０１９年３月３１日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- ２０１９年度及び２０２０年度において入学定員及び収容定員は、第３条の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度	２０１９年度		２０２０年度	
学 科 \ 定 員	入学定員 (人)	収容定員 (人)	入学定員 (人)	収容定員 (人)
生活科学科	０	７５	０	０
製菓学科	５５	１２５	５５	１１０
ビジネス社会学科	７５	１５０	７５	１５０
歯科衛生学科	６０	６０	６０	１２０

- この学則は、２０２０年４月１日から施行する。
- ２０１９年度以前入学者についてはなお従前の例による。ただし、改正前の第３３条第２項及び第３４条については、この限りではない。
- 前項にかかわらず、改正後の第１５条、第１６条、第１７条及び第３２条については、２０１９年度以前入学者についても適用する。
この学則は、２０２１年４月１日から施行する。ただし、２０２０年度以前入学者についてはなお従前の例による。
この学則は２０２２年４月１日から施行する。
この学則は、２０２３年４月１日から施行する。
この学則は、２０２４年４月１日より施行する。ただし、２０２３年度以前の入学者については、なお従前の例による。

この学則は、2025年4月1日より施行する。ただし、2024年度以前の入学者については、
なお従前の例による。

別表第1（第19条関係）

（1）基礎教育科目（製菓学科及びビジネス社会学科）

授業科目 の 区 分	授 業 科 目		配 当 年 次	単位数		備 考
				必 修	選 択	
教 養 科 目	日本語表現Ⅰ		1	2		
	日本語表現Ⅱ		1	2		
	保健体育		1	1		
	ライフマネジメント		1		2	
	芸術と文化の理解		1		2	
	現代社会の動き		1		2	
	ウェルビーイングを考える		1	1		
キャリア形成科目	ベーシック セミナー	ベーシックセミナー	1	1		
		ビジネスマナー	1	2		
	職業と生活	キャリアデザイン	1	1		
		数的理解	1		2	
		社会と人間関係	1		2	
		ビジネス文書実務	1		2	
	コミュニケーション	自己表現とプレゼンテーション	1		2	
		プレゼンテーション演習	2		2	
		英語Ⅰ	1		1	
		英語Ⅱ	1		1	
		韓国語Ⅰ	1		1	
		韓国語Ⅱ	1		1	
	情報 テクノロジー	ビジネスPCスキルⅠ	1	2		
		ビジネスPCスキルⅡ*	1		2	
		情報と社会	1		2	
		データ活用演習	1		2	
	インター ンシップ	インターンシップ（短期）	1		2	
		インターンシップ（長期）	1		3	
	実践・ 実習	地域連携演習	1		2	
		スタディ・アブロード	1		2	
単位数計	<卒業要件> 基礎教育科目 ビジネス社会学科 製菓学科			12	35	
				47		

*ビジネス社会学科は
必修

別表第2（第19条関係）
（1）専門教育科目（製菓学科）

授業科目 の区分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必修	選択	
共通科目	ホスピタリティ*	1		2	*ビジネス社会学科は必修
	簿記Ⅰ	1		2	
	簿記Ⅱ	1		2	
	小売業の知識	1		2	
	ストアオペレーション	1		2	
	マーチャンダイジング	1		2	
	カラーコーディネート演習	1		2	
	ビジネス基礎演習*	1		2	
製菓の知識	※食品衛生学Ⅰ	1	2		
	※栄養学	1	2		
	※製菓理論Ⅰ（洋菓子）	1	2		
	※製菓理論Ⅱ（和菓子）	1	2		
	※製菓理論Ⅲ（製パン）	1	2		
製菓の技能	※基礎実習Ⅰ（洋菓子）	1	2		製菓衛生師コース以外は 1科目選択必修 1科目選択必修 製菓衛生師コースは選択
	※基礎実習Ⅱ（和菓子）	1	2		
	※基礎実習Ⅲ（製パン）	1	2		
	※基礎実習Ⅳ（総合）	1		1	
	※専門実習Ⅰ（洋菓子）	1	3		
	※専門実習Ⅱ（和菓子）	1	3		
	※専門実習Ⅲ（製パン）	2	2		
	※専門実習Ⅳ（総合）	2		2	
	※応用実習Ⅰ（洋菓子）	2		2	
	応用実習Ⅱ（和菓子）	2		2	
	応用実習Ⅲ（洋菓子）	2		3	
	応用実習Ⅳ（和菓子）	2		3	
	応用実習Ⅴ（製パン）	2		3	
	販売実践	2	2		
	シュガークラフト実習	2		2	
	ラッピング実習	1		1	
製菓衛生師	※栄養学各論	2		2	製菓衛生師コース以外の者は履修不可
	※公衆衛生学Ⅰ	1		2	
	※公衆衛生学Ⅱ	2		2	
	※食品学	1		2	
	※食品学各論	2		2	
	※食品衛生学Ⅱ	1		2	
	※食品衛生学Ⅲ	2		1	
	※食品衛生学Ⅳ（実験・実習）	1		2	
	※衛生法規	2		2	
	※製菓理論Ⅳ（総合）	2		2	

	※社会	1		2	
セミナー	製菓学セミナーⅠ 製菓学セミナーⅡ	2 2	1 1		
単位数計	＜卒業要件＞ 専門教育科目 46単位以上 自由選択科目 8単位まで 合 計 54単位以上	28	56		
			84		

製菓衛生師国家試験受験資格を得るには、※を付した科目をすべて履修し、単位を修得しなければならない。

別表第3（第19条関係）

（1）専門教育科目（ビジネス社会学科）

授業科目 の 区 分	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必 修	選 択	
共通科目	ホスピタリティ*	1		2	*ビジネス社会学科は必修
	簿記Ⅰ	1		2	
	簿記Ⅱ	1		2	
	小売業の知識	1		2	
	ストアオペレーション	1		2	
	マーチャндаイジング	1		2	
	カラーコーディネート演習	1		2	
	ビジネス基礎演習*	1		2	
ビジネス社会 科目	経営概論	2	2		
	ジェンダーと職業	1		2	
	女性の起業	2		2	
	マーケティング論	1		2	
	ブランドと経営戦略	2		2	
	ビジネス社会セミナーⅠ	2	2		
	ビジネス社会セミナーⅡ	2	2		
オフィス ワーク	秘書学概論	1	2		
	秘書演習Ⅰ	2	2		
	秘書演習Ⅱ	2	2		
	企業のしくみ	1	2		
ファイナンス	ファイナンス基礎	1		2	
	ビジネス・ゲーム	2		2	
	ファイナンシャルプランニングⅠ	2		2	
	ファイナンシャルプランニングⅡ	2		2	

の授 区業 分科 目目	授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
			必修	選択	
医 療	メディカル秘書実務	2		2	
	メディカル秘書概論	1		2	
	医療報酬請求事務Ⅰ	1		2	
	医療報酬請求事務Ⅱ	1		2	
	医事コンピュータⅠ	2		2	
	医事コンピュータⅡ	2		2	
フ ア ッ シ ョ ン	ファッション販売の知識	1		2	
	ファッションビジネス論	2		2	
	ファッションクリエイト	1		2	
	ショッププランニング	1		2	
ト ラ ベ ル	国内観光地を学ぶ	1		2	
	ツアープランニング	1		2	
	旅をサポートするビジネス	2		2	
ホ テ ル ・ ブ ラ イ ダ ル	バンケット実務	1		2	
	ホテルスタッフ演習	2		2	
	ブライダルプロデュース演習	1		2	
	ブライダル総論	2		2	
文 化 ・ 芸 術	韓国の歴史と社会	2		2	
	現代韓国文化	2		2	
	ヴォイストレーニング	1		2	
	ダンスパフォーマンス	2		2	
	イラスト・デザイン	2		2	
編 入 学	英語演習Ⅰ	1		2	
	英語演習Ⅱ	2		2	
	文章表現	2		2	
単 位 数 計	<卒業要件>		14	82	
	専門教育科目	36単位以上			
	自由選択科目	8単位まで	96		
	合 計	44単位以上			

別表第4（第19条関係）

（1）基礎教育科目及び専門教育科目（歯科衛生学科）

授業科目 の 区 分		授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
				必 修	選 択	
基礎 教育 科目	科学的思考 の基盤	人間と生物	1	2		
		情報演習	1	1		
		保健体育	1	1		
	人間と生活	ベーシックセミナー	1	1		
		心理学	1		1	
		英語	1		1	
		歯科英語	2	1		
		生命倫理学	1	1		
専門 教育 科目	人体の構造 と機能	解剖学・組織発生学	1	2		
		生理学	1	1		
		栄養学	1	1		
	歯・口腔の構 造と機能	口腔解剖学	1	2		
		口腔生理学	1	2		
		口腔生化学	1	1		
	疾病の成り 立ち及び回 復過程の促 進	病理学・口腔病理学	1	2		
		微生物学・免疫学	1	2		
		薬理学・歯科薬理学	1	2		
	歯・口腔の健 康と予防に 関わる人間 と社会の仕 組み	衛生学・公衆衛生学	1	2		
		口腔衛生学	1	2		
		保健情報統計学	1	1		
		衛生行政・社会福祉	2	1		
		地域歯科保健活動論	2	1		

授業科目 の 区 分			授 業 科 目	配 当 年 次	単位数		備 考
					必 修	選 択	
専門教育科目	専門科目	歯科衛生士概論	歯科衛生学総論 歯科衛生学基礎演習	1 1	2 1		
		臨床歯科医学	歯科放射線学	2	1		
			保存修復学・歯内療法学	2	2		
			歯周病学	2	2		
			歯科補綴学	2	1		
			口腔外科学	2	2		
			歯科矯正学	2	2		
			小児歯科学	2	2		
			高齢者・障害者歯科学	2	2		
			口腔機能リハビリテーション学	2	1		
			隣接医学	2	1		
		歯科予防処置論	歯科予防処置論Ⅰ	1	2		
			歯科予防処置実習Ⅰ	1	2		
			歯科予防処置論Ⅱ	2	1		
			歯科予防処置実習Ⅱ	2	2		
			総合歯科予防処置論	3	1		
		歯科保健指導論	歯科保健指導論Ⅰ	1	2		
			歯科保健指導実習Ⅰ	1	1		
			歯科保健指導論Ⅱ	2	2		
			歯科保健指導実習Ⅱ	2	1		
			総合歯科保健指導論	3	1		
		歯科診療補助論	歯科診療補助論Ⅰ	1	2		
			歯科診療補助実習Ⅰ	1	2		
			歯科診療補助論Ⅱ	2	2		
			歯科診療補助実習Ⅱ	2	2		
			総合歯科診療補助論	3	1		
		臨地実習	臨床・臨地実習Ⅰ	2	9		
			臨床・臨地実習Ⅱ	3	9		
			臨床・臨地実習Ⅲ	3	2		
	専門発展科目	医療コミュニケーション学	1	1	1		
		在宅歯科衛生管理論	3				
		医療福祉連携活動論	3	1			
		歯科衛生セミナーⅠ	3				
		歯科衛生セミナーⅡ	3				
単位数計			<卒業要件>		9 6	8	
			基礎教育科目 10単位以上 専門教育科目 86単位以上		104		
			合 計 103単位以上				

別表第5（第30条関係）

項 目		金 額 (円)
検 定 料		30,000
入 学 金		250,000
授業料 (年額)	製菓学科	1～2年次生 840,000
	ビジネス社会学科	1～2年次生 804,000
	歯科衛生学科	1～3年次生 840,000
施設 設備 費 (年額)	製菓学科	280,000
	ビジネス社会学科	280,000
	歯科衛生学科	1年次生 200,000 2～3年次生 300,000
実験 実習費 (年額)	製菓学科	90,000
	歯科衛生学科	1年次生 40,000 2～3年次生 150,000 (学外実習に係る費用は除く)
	ビジネス社会学科	履修状況に応じて別途定める額
製菓衛生師課程費		70,000
休 学 在 籍 料 (年額)		120,000

- 注) 1 大学入学共通テスト利用選抜の検定料は「13,000 円」とする。
 2 目白研心高等学校の校長推薦による本学入学に係る検定料は「15,000 円」とする。
 3 過去に目白大学又は目白大学短期大学部に入学金を払い入学した者が、入学する際の入学金は、「125,000 円」とする。
 4 目白研心高等学校卒業生が入学する際の入学金は「125,000 円」とする。
 5 歯科衛生学科の実験実習費のうち、学外実習に係る費用については、実習日数等に応じて別途徴収する。